

令和 3年

## 第4回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和3年3月25日

閉会：令和3年3月25日

福岡県東峰村議会

## 令和3年 第4回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和3年3月25日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和3年3月25日 9時30分  
議長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和3年3月25日 10時44分  
議長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	高橋 弘展	○
5番	長澤 貞義	○	6番	高倉 寛視	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名

### 欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
総務課長	眞田秀樹	農林観光課長	岩橋一成
建設水道課長	金田剛紀	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

議案第22号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について
議案第23号	東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について
議案第24号	東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について
議案第25号	東峰村陶の里館の指定管理者の指定について
議案第26号	東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について
議案第27号	東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について
議案第28号	東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について
議案第29号	工事請負変更契約の締結について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）  
7番 大蔵久徳議員      8番 泉守議員

## 第4回 東峰村議会臨時会会議録

令和3年3月25日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和3年 第4回東峰村議会臨時会議事日程

令和3年3月25日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第22号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について
- 日程第 6 議案第23号 東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第24号 東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第25号 東峰村陶の里館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第26号 東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第27号 東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第28号 東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達しておりますので、令和3年第4回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、  7番 大蔵久徳議員、8番 泉 守議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。  本臨時会の会期は、本日3月25日の1日間にしたいと思います。  お諮りいたします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。  村長</p>
村 長	<p>改めまして、おはようございます。  本日は、令和3年第4回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。  さて、例年よりも早い桜の開花に誘われ、心地よい春風の陽気と心も華やぐ季節が訪れ、時節はいつもと変わらずに過ぎ去っています。  しかし、本年度を振り返りますと、世界中が新型コロナウイルス感染症におびえ、その対策に翻弄された1年間でありました。コロナワクチンが本村に届くのは5月という情報もありますが、1日でも早いワクチン接種が望まれるところです。  そのような中、本村は、昨日24日には、新型コロナウイルスワクチンの集団接種シミュレーションを小石原公民館で行い、確認をしたところです。  いずれにいたしましても、村民の皆様へのスムーズな対応を図りたいと考えております。また、新年度中には、すべての人々へのワクチンの接種も完了し、従来からの経済活動等を取り戻したいと考えているところです。  それでは、本臨時会に執行部から提案しています議案について、ご説明を申し上げます。  本臨時会には、補正予算1件、指定管理者の指定について6件。工事請負変更契約の締結について1件、計8件の議案をご提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p>

	<p>議案第22号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれに2億180万円を追加し、歳入歳出総額を55億3,264万2千円とするものです。</p> <p>歳入予算では、地方交付税を3億7,769万2千円、国庫補助金を180万円それぞれ増額し、財政調整基金繰入金を1億7,769万2千円減額するものです。</p> <p>歳出では、施設改修基金積立2億円、ため池劣化状況調査180万円をそれぞれ計上しております。</p> <p>議案第23号、東峰村ライスセンターの指定管理者の指定につきましては、東峰村ライスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第24号、東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定につきましては、東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第25号、東峰村陶の里館の指定管理の指定につきましては、東峰村陶の里館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第26号、東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定につきましては、東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第27号、東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定につきましては、東峰村棚田親水公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第28号、東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定につきましては、東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第29号、工事請負変更契約の締結につきましては、宝珠山川河川災害復旧工事（第194号、第199号、第261号、第437号）の変更契約を締結するにあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第22号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）」</p>

令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,264万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。

次、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、7款地方交付税、11款国庫支出金、15款繰入金をそれぞれ補正をいたしまして、補正の合計2億180万円で、合計55億3,264万2千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

次、4ページ、歳出でございます。

2款総務費、6款農林水産費で、それぞれ同額2億180万円の補正の額を計上しているものでございます。

5ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。

これにつきましては、6款農林水産費の農業費、農村環境整備事業、ため池劣化状況調査についてですね、今回補正予算180万円を計上させていただいております。これにつきましては、繰越明許という形で、県のほうのですね、補助金の関係でそういう形を取るということで、今回補正をし、繰越明許費として、第2表でですね、計上をさせていただいているものでございます。

次、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入、7款1項1目地方交付税、地方交付税につきましては、令和2年度の地方交付税の金額が確定いたしましたので、今回ですね、その確定額について補正額をですね、差額を補正するものでございます。

まず1節、普通交付税といたしまして8,635万8千円、年の交付決定額としては12億1,724万円。

ちなみに前年がですね、令和元年度が11億4,230万6千円ということで、元年度と2年度については7,500万円ほどのですね、交付税の増額と言いますか、いろんな災害復旧事業等のですね、償還費等もございますので、その辺りでいろいろと金額がですね、令和2年度普通交付税が増額しているものと考えているところでございます。

2節特別交付税2億9,133万4千円、令和2年度の特別交付税の決定額が6億1,133万4千円でございます。現計予算が3億2,000万でございますので、その差額をですね、補正で計上させていただいております。

ちなみに令和元年度が7億3,157万7千円ということで、1億2,000万円ほどの減になっておりますが、これはもう災害復旧事業等の進捗によりまして、その計算上減っているものと思われま。

詳しい内容については、特別交付税ですので詳細に分析はできませんが、そのようになっているのかなというふうに、財政としてはですね、考えているところでございます。

	<p>次、11款2項5目農林水産費国庫補助金、農業用水路等長寿命化防災・減災事業ということで、先ほど申しましたため池劣化状況調査ですね、この分で補助金180万円、15款2項1目財政調整基金繰入金、これにつきましては、1億7,769万2千円の減額の補正予算を計上させていただいているところでございます。</p> <p>続いて9ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>総務課の分につきましては、2款1項3目財政管理費の中で施設改修基金の積立金で、積立金を2億円計上させていただいております。</p> <p>これにつきましては、現在、施設改修基金の令和元年度末の基金残高が、今のところ5,107万5千円という金額になっております。</p> <p>2年度予算で3,300万円ほど、現在のところですね、予算額を計上しておりますので、決算次第によっては、もう令和3年度中にですね、施設改修基金が底をつくという状況の中で、やはり特定目的基金はそれぞれの目的に応じて基金を積み立てまして、年度ごとにいろいろ変動がございます支出に対してですね、安定的な財源を確保するという観点から、今回ですね、施設改修基金を2億円積み立てるという形で、補正予算を計上させていただいているものでございます。</p> <p>歳出についての総務課の所管については、以上でございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>同じく9ページをお願いします。</p> <p>6款1項6目農村環境整備事業、補正前の額が2,917万6千円、補正額180万円、合計の3,097万6千円です。</p> <p>財源の内訳といたしましては、国庫支出金が全額で180万円。</p> <p>12節委託料180万円、こちらはため池劣化状況調査の委託料になります。</p> <p>今回、この補正をさせていただきますのは、先ほど総務課長が申し上げましたが、このため池劣化状況調査に係る予算につきましては、当初、令和3年度予算に計上をさせていただいておりました。が、福岡県予算におきましてですね、令和2年度3月補正予算で成立をいたしました。</p> <p>令和3年度に全額繰越しということが決定いたしましたので、それに伴いまして、本村でもそのような対応が必要ということになりました。今回の補正予算として、そういうことで提案をさせていただきますけれども、当初、令和3年度予算で計上いたしておりました、このため池劣化状況調査の予算につきましては、補正予算の段階でですね、減額の補正をさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第22号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第9号）について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>歳入です。15款2項1目の財政調整基金繰入金で、すみません、聞き逃していたら申し訳ないんですけども。</p> <p>令和2年度末の予算ベースでですね、現在の財政調整基金の基金残高を、予算ベースで構いませんので教えていただけますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>元年度末の残高が11億4,000万円でございます。</p> <p>予算上ですね、先ほどの予算で、最終的な予算における繰入額が2億6,800万</p>

	円でございますので、11億4,000万円から2億6,800万円を引いた金額ということで、8億8,000万弱ぐらいになるということでございます。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結します。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第22号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議長	日程第6 議案第23号「東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	10ページをお願いいたします。 議案第23号「東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について」次のとおり、東峰村ライスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。 令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。 1 指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村ライスセンター 所在 朝倉郡東峰村大字福井2994番地 2 指定管理者の名称及び所在 名称 農事組合法人 東峰村農業生産組合 代表理事 室井勉 所在 朝倉郡東峰村大字福井2994番地 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 提案理由といたしまして、東峰村ライスセンターの管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきます。以上です。
議長	これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第23号「東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について」 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員
6番	ここの施設を確か建設するときに、5年で黒字化を目指すということ、確か言っていたと思います。 それですね、確かに黒字というのは非常に難しいことだと思いますが、これからはやはり、少なくとも毎年500万からの指定管理料が入っております。それ別にて

	<p>すね、機材の分で相当の金額がここにはつき込まれておると思います。</p> <p>ですから、確かに従業員の方もそんなに多くいるわけではございませんので大変だとは思いますが、少しでもやはり収益を上げるような努力をしていただきたいと思いますので、行政からも指導をお願いしたいと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>確かにおっしゃるとおりでございますので、そちらのほうは生産組合のほうとすね、調整しながら努めてまいりたいと思っております。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>ライスセンターを含めなんですけれども、今回、指定管理の考え方というのが大幅に変わるということで聞いております。</p> <p>指定管理料に関しても、要は、額が、増減がかなり各施設行われると思うんですが、ちょっとこの議案ですべて聞くのは申し訳ないんですけれども、各施設が令和3年度どういった指定管理料額になるのか。</p> <p>もちろんその基本協定書が結ばれないと額が確定しませんが、今現状で役場が想定している指定管理料の額をお示しいただきませんか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>指定管理者制度の見直しにつきましては、総務課のほうで行ってまいりましたので、総務課のほうで答弁をさせていただきます。</p> <p>令和3年度以降の指定管理制度の変更並びに指定管理料につきましては、概略といたしまして、まず公の施設という定義の見直しを行ったという部分が一つございます。</p> <p>公の施設という部分については、住民の利用で住民の福祉に供する施設については公の施設、その他と言いますかですね、いわゆる収益施設と言っては失礼になりますが、住民の方を対象にそういった販売や外部からキャンプ等に來られる宿泊施設等については、ちょっと収益施設という括りをさせていただいて、ちょっと見直しをさせていただいたという経緯がございます。</p> <p>その中で、指定管理料自体につきましては、基本協定と年度協定、それぞれの年度協定によりまして行うという形にはなっております。</p> <p>その中で、村のほうで収益施設という形でさせていただいた施設につきましては、原則として指定管理料はゼロでございます。</p> <p>その他のですね、いろいろ文化施設とか住民の利益に供する施設という形で、ライスセンターもですね、使用料をいただいて収益を求めていただきたい施設ではございますが、住民の利用がほとんどであるという部分も見まして、そういった部分の施設につきましては、これまで28年度に見直しました指定管理の計算の仕方ですね、いわゆる収入については、過去3年間と言いますか、の分の、過去の実績に基づきまして、その収入の95%を計算し、あとは村が考えております施設に係る維持管理に係る経費ですね、この分の標準経費を差し引いた部分について指定管理料にするという形で、今のところですね、分け方としては2種類になるかなと思っておりますが、こういう形ですね、指定管理料の見直しを行っているというところでございます。以上です。</p>
議長	<p>議案の、ライスセンターの質疑に戻ってください。</p> <p>全体的な質問ではなく、議案のとおり質問をお願いします。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>すみません、ライスセンターの質疑に戻りますが。</p> <p>ライスセンターの令和3年度からの指定管理料というのは、大体いくらぐらいになるのでしょうか。その算定根拠と算定基準をお示しいただきたいのですが。</p>

	<p>なぜかと言うと、今の説明では、平成28年に基準を決めていると。それから5年経ってということで、そのときには想定された収支状況というのがあると思いますが、5年で変化もしているかと思います。その辺は加味されているのかも含めて、お尋ねします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ライスセンターの管理料の計算と申しますか、積算根拠につきましては、基本的には昨年度の実績に基づいてということになります。</p> <p>当初、5年前が、操業を始めたときには、年間の試算をいたしまして、それに基づく結局赤字というか、マイナスが約550万円ということで、指定管理料を550万円としておりました。</p> <p>その後5年間の経営の中で、一応数字的には若干の黒字になっています。指定管理料含めてですね。</p> <p>ただ、途中からライスセンター、生産組合のほうが園芸関係それから加工関係、この部分に取り組んでおりますので、その部分での収益等も含めた形で、生産組合としては計算をしております。</p> <p>こちらとしては、それを含めたところの収支を弾いて、それで結局マイナス部分が出るということで、いろんな管理等も含めた中で、その部分の収支を積算しまして、金額的にはですね、大体390万という形で管理料は考えておるところでございます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>この収益性が低く公共性が高い施設の基準になると思いますので、もう少しお尋ねしますが。</p> <p>その積算の根拠、390という数字が出てきましたが、それに関して。</p> <p>(「間違えました。」の声)</p> <p>間違えました。じゃあ、もう1回後でまた聞きますが。</p> <p>要は、今年度も含む、以前5年間の状況を平均した結果から、その数字が導き出されているということでしょうか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>すみません。1点、先ほどの答弁の修正をさせていただきます。</p> <p>390万ではなくて490万円です。490万円で今のところ積算をさせていただいております。</p> <p>過去5年間のいろんな形で積算をしたわけですが、実際収益としては、指定管理料を入れた形になると若干の黒字ですが、実質収支でいくとマイナスが出ております。</p> <p>ですので、その分と従業員の方々の処遇とか、いろんなことを含めまして、それを総合的に判断しまして、今回490万円という管理料を、検討をしているところでございます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第23号「東峰村ライスセンターの指定管理者の指定について」を、お諮りい</p>

	<p>たします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第24号「東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。          担当課長に補足説明を求めます。          農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>11ページをお願いいたします。          議案第24号「東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について」次のとおり東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。          令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。          1 指定管理施設の名称及び所在          名称 東峰村小石原焼伝統産業会館          所在 朝倉郡東峰村大字小石原730番地9          2 指定管理者の名称及び所在          名称 小石原焼陶器協同組合 理事長 柳瀬眞一          所在 朝倉郡東峰村大字小石原730番地9          3 指定期間          令和3年4月1日から令和8年3月31日まで          提案理由でございますけれども、東峰村小石原焼伝統産業会館の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。          議案第24号「東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について」これから、質疑を行います。          質疑はありませんか。          4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>毎度全部聞いていきますが。          令和3年度の指定管理料の概算をお尋ねいたします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>こちらのですね、伝統産業会館の指定管理料自体についてはございません。今まで25万ぐらいありましたけれども。          すみません。伝統産業会館の指定管理料につきましては、こちらにつきましても、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、公共的施設、要は収益施設ではないということで、現状では前年どおりの指定管理料、これはもうそういう形でいきたいなという、いかせていただければなというふうには思っております。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>年度協定の中での調整はあるとは思っておりますが、当初予算に上げております金額、伝産館につきましては、529万円少々ですね、の金額を計上させていただいておりますので、その金額が指定管理料になるということで、ご理解いただければと思います。</p>
議長	4番 高橋弘展議員

4 番	<p>施設ごとにこの考えが違うんですかね。</p> <p>ライスセンターのほうの説明だとですね、過去5年間の収支状況を加味してという形の基準を持たれているのかなと思ったら、伝産館はまた従前どおりの額ですという、この529万の根拠はどこから来ているんでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>これ、ちょっと予算上でございますので、この金額の範囲内で年度協定を結ぶという形にはなりますので、これまでの計算方式によって、次年度については、今、農林観光課のほうで、実績に基づいて計算をしているというふうには思っております。</p> <p>ライスセンターについては、これまで555万円だったですかね、という金額がございました。一応要望としてはその範囲の確保をお願いしたいというふうに、ちょっと要望としてはあったんですけど、やはり現状の収支の状況を踏まえまして、一応試算として出てきて、ちょっと時期的にですね、ちょっと今出ている分、出ていない分がございしますが、ライスセンターについては、先ほど申しました金額でたぶん年度協定を結ぶのかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、今後の収益について、一応考え方としては、収益が上がった場合についてはですね、その指定管理料が発生する分については、やはり年度協定の中で5年間同額ではなくて、きちり見直しをしていかなければいけない施設というふうには思っているところでございます。</p>
議 長	4 番 高橋弘展議員
4 番	<p>この伝統産業会館、コロナ禍においてかなり影響を受けている施設の筆頭だと思います。</p> <p>今回の年度協定若しくは基本協定の中で、そういった部分が加味されるのかどうか、最後にお尋ねします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>確かにコロナの影響が大きくて、伝産館さん自体もちょっと厳しいような運営の中でございますので、それをちょっと協定の中の金額として加味するのかどうかというのは、ちょっと今、まだそこまでしておりませんが、ちょっとその辺りは精査をさせていただいてですね、収支状況を見て、金額は決めさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第24号「東峰村小石原焼伝統産業会館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 議案第25号「東峰村陶の里館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p>

	農林観光課長
農林観光課長	<p>1 2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号「東峰村陶の里館の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり東峰村陶の里館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1 指定管理施設の名称及び所在</p> <p>名称 東峰村陶の里館</p> <p>所在 朝倉郡東峰村大字小石原941番地3</p> <p>2 指定管理者の名称及び所在</p> <p>名称 株式会社 小石原陶の里 取締役 森山元實</p> <p>所在 朝倉郡東峰村大字小石原941番地3</p> <p>3 指定期間</p> <p>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>提案理由といたしましては、東峰村陶の里館の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月1日をもって終了するため、今回提案をさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第25号「東峰村陶の里館の指定管理者の指定について」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	令和3年度の概算の指定管理料をお尋ねします。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この陶の里館につきましての指定管理料はございません。</p> <p>先ほどちょっと間違えてしまいましたが、二十数万円というのは、こちらは駐車場、トイレのほうの管理料ということ、道の駅の管理料ということになりますので、こちらの陶の里館さんへの直接の委託料というのはございません。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	陶の里館さんのほうに、大体毎年浄化槽分の管理料というか、その費用と、あと緑地管理ということで、緑地部分の管理は指定管理料で出していたような気がするんですけど、その辺の取り扱いはどうなるのでしょうか。お尋ねします。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>その緑地の関係と浄化槽関係ですね、は今までどおり同じような形で、指定管理料としてお支払いをしたいと思っております。</p> <p>失礼しました。</p> <p>トイレ自体の管理と緑化施設ですね、そちらの分についての指定管理料としてお支払いしている分につきましては、これまでどおりお支払いをしたいと思っております。</p> <p>浄化槽については、元々指定管理料に入っておりませんので、そこは先ほど申し上げましたが、それは修正をさせていただきます。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第25号「東峰村陶の里館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時15分まで換気休憩を行います。  (10時11分)</p>
再 開	
議 長	<p>会議を再開します。  (10時15分)</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第26号「東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>13ページをお願いいたします。 議案第26号「東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について」次のとおり東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。 令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。 1 指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村交流促進施設鼓の里 所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3492番地1 2 指定管理者の名称及び所在 名称 有限会社 つづみの里 代表取締役 小野一 所在、すみません、この所在の中で1点修正をお願いいたします。 朝倉郡東峰村大字小石原となっておりますが、朝倉郡東峰村大字小石原鼓の間違いでございます。修正をお願いします。申し訳ございません。 所在 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3492番地2 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 提案理由、東峰村交流促進施設鼓の里の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきます。 以上です。</p>
議 長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第26号「東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について」 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 大蔵久徳議員</p>
7 番	<p>全協の説明等々でありましたけれども、鼓の里は収益性が高いということで、指定管理料がないということでもございましたけれども、今回どんなふうになっておるのか、お聞きします。</p>

議 長	総務課長
総務課長	<p>鼓の里につきましては、と言いますか、先ほど大体基本的な考えを申し述べたところでございます。</p> <p>鼓の里についても、先ほど議員さん言われましたように、収益性のある施設ということで、指定管理料はゼロという形で考えているところでございます。</p> <p>ただ、先ほどの考え方の中では申しませんでしたでしたが、村が設置する施設でございますので、合併処理浄化槽設置やくみ取り料、また高圧充電に係ります保守点検ですね、これについては、村が直接見るという形で、今話しと言いますかですね、条件を整えているところでございます。</p> <p>令和3年度の指定管理料のお尋ねでございましたので、令和3年度につきましては、基本的にはゼロになりますが、やっぱり減少するところについては影響が非常に大きいということで、3年度については、令和2年度の指定管理料を確保するところでございます。</p> <p>それからですね、指定期間5年間にかけて、管理料ゼロのほうに、毎年ですね、定率で減額する形でゼロに持っていく。</p> <p>ちなみに令和2年度の指定管理料は230万円ほどでございましたが、この中に浄化槽等の経費も含まれておりますので、実質的にはこれから合併処理浄化槽の点検料と、私は高圧充電ではなかったと思います。電気保安についてはないかなと、ちょっと思っておりましたが、この分は引いたところで、来年度の指定管理、3年度の指定管理料になるというふうにしているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>今の総務課長の話を聞きますと、年度、年度で収益が上がればお金を減らしていくということのようでしたが、努力をして収益を上げているから、じゃあ、村からはお金は出さないよというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>例えば、努力してお金を上げている、黒字化させていっているのに、それだったら従業員さんたちとか、そういったとこに、やはり村からかなりの雇用をしておりますので、そういったとこに回すことができるんじゃないですか。</p> <p>そういったことを含めれば、収益があるからということで、そうすれば収益にはならんのかもしれんけど、あまり収益が上がったから指定管理料を少しずつでもゼロにしていくというのは、ちょっと考えが違うんじゃないかなと、私考えておりますけど、そのところはどのように考えますかね。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>収益施設の考え方でございますが、収益施設については、基本的に販売施設や宿泊施設等を考えているという形では、ご説明したとおりでございます。</p> <p>実際にですね、ほとんどの施設については収益を、現状のところ上げていただいているということで、指定管理料はゼロという形で整理をしているところでございますので、それによってですね、当然最終的には収益を上げていただきたいという部分がありますので、それが急にこれまでのですね、指定管理料が、いきなり来年からゼロですよという形にするのは、やはり経営的に厳しいものがあるというのは十分承知しておりますので、5年間かけて、今回見直しましたゼロにもっていくということでございまして、黒字だから減らしていくという話ではないということはですね、十分ご承知おきいただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p>

	<p>反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第26号「東峰村交流促進施設鼓の里の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第27号「東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>14ページをお願いいたします。 議案第27号「東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について」 次のとおり東峰村棚田親水公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。 令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。 1 指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村棚田親水公園 所在 朝倉郡東峰村大字宝珠山3100番地1 外15筆 2 指定管理者の名称及び所在 名称 株式会社 宝珠山ふるさと村 代表取締役専務 大坪勝二 所在 朝倉郡東峰村大字福井2296番地1 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 提案理由としまして、東峰村棚田親水公園の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第27号「東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について」 質疑のある方、どうぞ。 4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>この棚田親水公園の令和3年度の指定管理料の額と、あと積算根拠ですね、お示しください。</p>
議長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>これは、こういった公共的な施設につきましては、全施設一緒という形で説明をさせていただきますと思いますが。 これ、基本協定書自体には指定管理料というのは表記しておりませんので、毎年度年度協定の中で指定管理料という形で表記というか協定を結んでおりますので、来年度、3年度協定を交わす段階におきまして、今年度分のですね、2年度分の実績を踏まえて、その辺りの精査を行いながら、管理料は決めさせていただきたいというふうに思っています。 現在、3年度予算に計上いたしておりますのは、これまでの管理料として、取り敢</p>

	えず計上いたしておりますが、おそらくその範囲内にはなるだろうと思っておりますけれども、これからですね、ちょっと積算をしまして、委託料については決めさせていただきたいというふうに思っております。
議長	他に、質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員
4番	すみません、予算の額を改めてお尋ねしますが、いくらを想定されているのでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	令和2年度予算の段階では、こちらの親水公園は372万円でございます。ちょっと今日、予算書自体持って来ておりません。申し訳ないですけど。3年度の予算は、これを基に計上いたしておりますので、この金額で上げているというふうに思っております。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	確認なんですけれども、この各施設ごとに対応した形でいくのか、要は、ある程度固まってということか、決めてですね、村としては方針を持っているのか、ちょっとまいち分からないんですね。 ライスセンターだけ、こういう考えでというのをすごく示された後に、出てくる施設が、なんかちょっとまだ今計算ができていないんでということか、どういった計算をされて年度協定に挑まれるのかが、ちょっと全くよく分からないんですけど、もう一度ご説明いただいてよろしいですか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	私のほうからちょっと先にご説明させていただきたいと思っております。 ライスセンターにつきましてははですね、5年間、5年後ですね、要は、28年から令和2年度まで、5年間で指定管理料をなくすというような、そういったことに基づいてやられておったというふうに聞いておりましたので。 ところが、実際、現状を積算してみますと、やっぱりそれじゃちょっと成り行かないということで、ライスセンターについては、収益施設の一貫ではございますが、そういったことを元にですね、計算をする上で、指定管理料をはじき出す上でしましたので、ちょっと事前に積算をさせていただいたということでございます。 他の施設につきましては、公共的な施設、要は、公益的な施設につきましては、基本的に年度協定に基づいて積算をしますもので、そこまでの計算をですね、ちょっと今の段階ではしておらないということで、今までどおり昨年の実績を基に管理料を決めていくというふうな考え方でございましたので、ちょっとなんかおかしな答弁になってしまいましたが、そういうことでライスセンターにつきましては、考え方として積算をさせていただいたということでございます。
議長	総務課長
総務課長	いわゆる非収益施設は従前の考え方を行うという形で進めていた中で、最終的に、すみません、募集の告示という形ですね、したのが3月中旬であったという部分もございまして、最終的には、先ほど農林観光課長申しましたが、年度協定の制定の中で、これまでの実績に基づいて金額を算定するという形にはなります。 ただ、これまでですね、29年災害、また昨年度につきましてはコロナウイルス関係で、収入等の見込み、または親水公園にかけては、昨年ですね、オープンができなかったとかいう要因もございまして、通年ですね、そういう変動要因がある分について、細かく翌年を見るというよりは、そういう場合は、やはり通常の収支に基づいて算定を行うという形で、基本的には先ほど申しました金額が例年の分でございますので、これには、人件費を見る分については、その差額等はですね、元年度だっ

	たですかね、少し見たとかいう部分もございますが、こういった部分も含めてですね、通常行う場合の収入と経費を算定して、行うという形のやり方については変わらないということで、先ほど申した額の範囲内で協定ができるものと考えております。
議長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 賛成討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第27号「東峰村棚田親水公園の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議長	日程第11 議案第28号「東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 担当課長に補足説明を求めます。 農林観光課長
農林観光課長	15ページをお願いいたします。 議案第28号「東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について」次のとおり東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。 令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。 1 指定管理施設の名称及び所在 名称 山村文化交流の郷いぶき館 所在 朝倉郡東峰村大字福井2296番地1 2 指定管理者の名称及び所在 名称 株式会社 宝珠山ふるさと村 代表取締役専務 大坪勝二 所在 朝倉郡東峰村大字福井2296番地1 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 提案理由といたしまして、東峰村山村文化交流の郷いぶき館の管理に関する基本協定書に基づく指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、今回提案をさせていただきます。以上です。
議長	これより、質疑、討論、採決を行います。 議案第28号「東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について」 質疑のある方、どうぞ。 4番 高橋弘展議員
4番	いぶき館の令和3年度の指定管理料の額が、ある程度考えがあるのであればお示しください。なければ予算額の再度の提示をお願いします。
議長	農林観光課長
農林観光課長	先ほどからありますコロナの影響とかということで、収益自体の影響が確かにあって

	<p>いるとは思いますが、今のところ昨年度の実績を基にということにしたいと思っておりますので、まだ決めておりませんが、昨年の指定管理料の574万4千円というのを、予算的には計上をいたしておるところでございます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>村長にお尋ねします。</p> <p>昨年の9月定例会に、令和元年度のふるさと村の決算報告があつております。その際に監査報告、監査意見の中で、いぶき館特産品においては、今後しない方向も含めて検討するというのを、一文書かれていたかと思っておりますけれども、その後、ふるさと村でどういう経緯で、またこのいぶき館を5年間やっていくというふうに決められたのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>特産品をやつていかないということは、ちょっと言っていないんじゃないかと思つております。</p> <p>いぶき館につきましてはですね、やはり本来の目的であります山村文化交流施設、そういったところで運営を今からやっていきたいと考えておるところです。</p> <p>ただ、従来からやつておりました高倉健展につきましては、いろんな問題がありまして、本年の1月いっぱい高倉健展は閉鎖をしております。</p> <p>その代わりに、先ほど言いました従来からの目的であります、東峰村の文化とか、それからいろんな、例えば農機具とかですね、そういった文化的なものを展示をしておりますということでございます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありますか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありますか。</p> <p>賛成討論はありますか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第28号「東峰村山村文化交流の郷いぶき館の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第29号「工事請負変更契約の締結について」を、議題といたします。</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第29号「工事請負変更契約の締結について」</p> <p>宝珠山川河川災害復旧工事(第194号、第199号、第261号、第437号)について、下記のとおり工事請負変更契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和3年3月25日提出、東峰村長名でございます。</p>

	<p>契約の目的、宝珠山川河川災害復旧工事（第194号 外3号）  契約の変更内容  原契約金額 8,210万7,300円  変更後の契約金額 8,349万7,700円  変更する額 139万400円増額  率といたしましては、1.7%の増でございます。  契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2327番地  有限会社伊藤建設 代表取締役 伊藤寿生</p> <p>備考  工期 令和3年3月31日まで  工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山 地内  工事の概要 石積工724㎡ アスファルト舗装工854㎡でございます。  資料の許可をいただいております。お手元に管内図があるかと思えます。  こちら、宝珠山川上流部に位置しまして、その上流部に当たります竹集落がほとんどのところでございます。  宝珠山川、吉ヶ迫線、これは村道でございます。それから村道仙道線、宝珠山川の4号の部分でございます。  初めに、一つめくっていただきますと、こちらのほうですね、竹浄水場の宝珠山川の部分、護岸工事でございます。  こちら、ほとんどここでは数量の変更はございませんが、平面図の説明をさせていただきます。  それから、一つ開けていただきまして、裏側の面になります。  こちらは村道仙道線で、左側、平面図の左上のところ、こちらが竹集落から上って来たところございまして、途中からですね、上っていきますと、牛舎の跡の施設がございます。こちらが仙道線でございます。  それから、その見開きの右側は、村道吉ヶ迫線でございます。八女・香春線から集落内左に入りましたところの、梶原廣一氏宅のほうに向かうところの舗装、路肩の決壊のところでございます。  それから、一番最後、これ宝珠山川でございまして、こちらの両岸が護岸工事、それから、一部単災もございまして、こちらの部分に変更の主な箇所とはなりません。  変更の理由といたしましては、当初設計では、岩着のところを設計を進めていましたところ、掘削いたしましたところ土砂となりましたので、基礎ブロック工が必要となり、それでブロックの法長が長くなり、変更増というような形になっております。  以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。  議案第29号「工事請負変更契約の締結について」  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  （質疑なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  反対討論はありませんか。  賛成討論はありませんか。  （討論なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。</p>

	<p>議案第29号「工事請負変更契約の締結について」を、お諮りいたします。          本案に賛成の方、挙手でお願いします。          (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。          よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。          村長よりあいさつの申し出がっております。          これを許可いたします。          村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。          本日は、令和3年第4回東峰村議会臨時会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。          議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後も行政運営に生かしていく所存でございますので、今後も各議員のご協力とご理解をよろしくお願いいたします。          令和2年度も残すところ1週間となりました。本日は福岡県知事選の出陣式が行われます。そして卒園式、小石原川ダムの完成式典などが今後予定されているところであります。          新年度になりましても入園式、消防団の入退団式、東峰学園の入学式と、公式行事が多く予定されておりますので、議員各位におかれましてもお体をご自愛され、さらにご活躍をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和3年第4回東峰村議会臨時会を閉会いたします。          (10時44分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを          証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>